

香港におけるパリ条約ルートおよび PCT ルートの特許出願の差異【その1】

Vivien Chan & Co.

Vivien Chan



Vivien Chan & Co.は1985年に香港に設立された総合法律事務所であり、1993年に北京にもオフィスを開業している。Vivien Chan氏はシニア・パートナー弁護士であり、香港における著名な弁護士の一人である。知的財産権関連以外にも、様々なリーガルサービスを提供している。

香港におけるパリ条約ルートおよび PCT ルートの特許出願の差異について、全2回のシリーズで紹介する。

香港には標準特許と短期特許の2種類の特許がある。

標準特許は、3つの特許庁、すなわち(1)中国国家知的財産権局（State Intellectual Property Office : SIPO）、(2)欧州特許庁（European Patent Office : EPO）（英国を指定国に含む出願に限る）、または(3)英国特許庁（UK Intellectual Property Office : UKIPO）（以下、これら3つの特許庁を「指定特許庁」と称する）、により登録された特許に基づいて登録することが可能である（再登録ルート）。また、この再登録ルートの枠組みにおいて、指定特許庁を指定する PCT 出願の国内段階出願に基づき登録することも可能である（PCT ルート）。

一方、短期特許は、指定特許庁を経由することなく香港に直接出願することができ（直接出願ルート）、パリ条約に基づく優先権を主張して香港に出願することもできる（パリ条約ルート）。また、上記の PCT ルートにより登録することも可能である。

以下、標準特許と短期特許の登録の流れを説明する。

■再登録ルート

図1に示す通り、再登録ルートを選択するに際しては、3つの指定特許庁のいずれか1つに特許出願することが前提となる。その前提のための特許出願は、指定特許庁に対して直接出願した特許出願、または、PCT出願に基づき3つの指定国いずれかの国内段階へ移行した出願である。

図1に示す通り、再登録ルートにおいてPCTルートを利用できる。指定特許庁のいずれかを指定したPCT出願が国内段階に移行された後に、PCT出願と同一の発明について標準特許または短期特許を香港に出願することができる。

英国またはEPOを指定するPCT出願については、その特許庁において国内段階出願が公開された後6ヶ月以内に、標準特許の記録請求を英国またはEPOに提出する。

中国を指定するPCT出願について標準特許の記録請求をSIPOに提出する場合には、以下の2つの場合が挙げられる。

- (1) PCT出願が国際事務局により中国語で公開された場合には、SIPOによるPCT出願に基づく国内段階出願の通知の発行後6ヶ月以内に標準特許の記録請求を提出する
- (2) PCT出願が国際事務局により中国語以外の言語で公開された場合には、SIPOによるPCT出願に基づく国内段階出願の公開後6ヶ月以内に標準特許の記録請求を提出する

ただし、実用新案の保護を求める中国を指定国とするPCT出願については、PCT出願が中国で国内段階に移行した後6ヶ月以内、または、SIPOが国内段階出願の通知を発行した後6ヶ月以内に、出願人はPCT出願と同一の考案について香港に短期特許を出願することができる。

再登録ルート

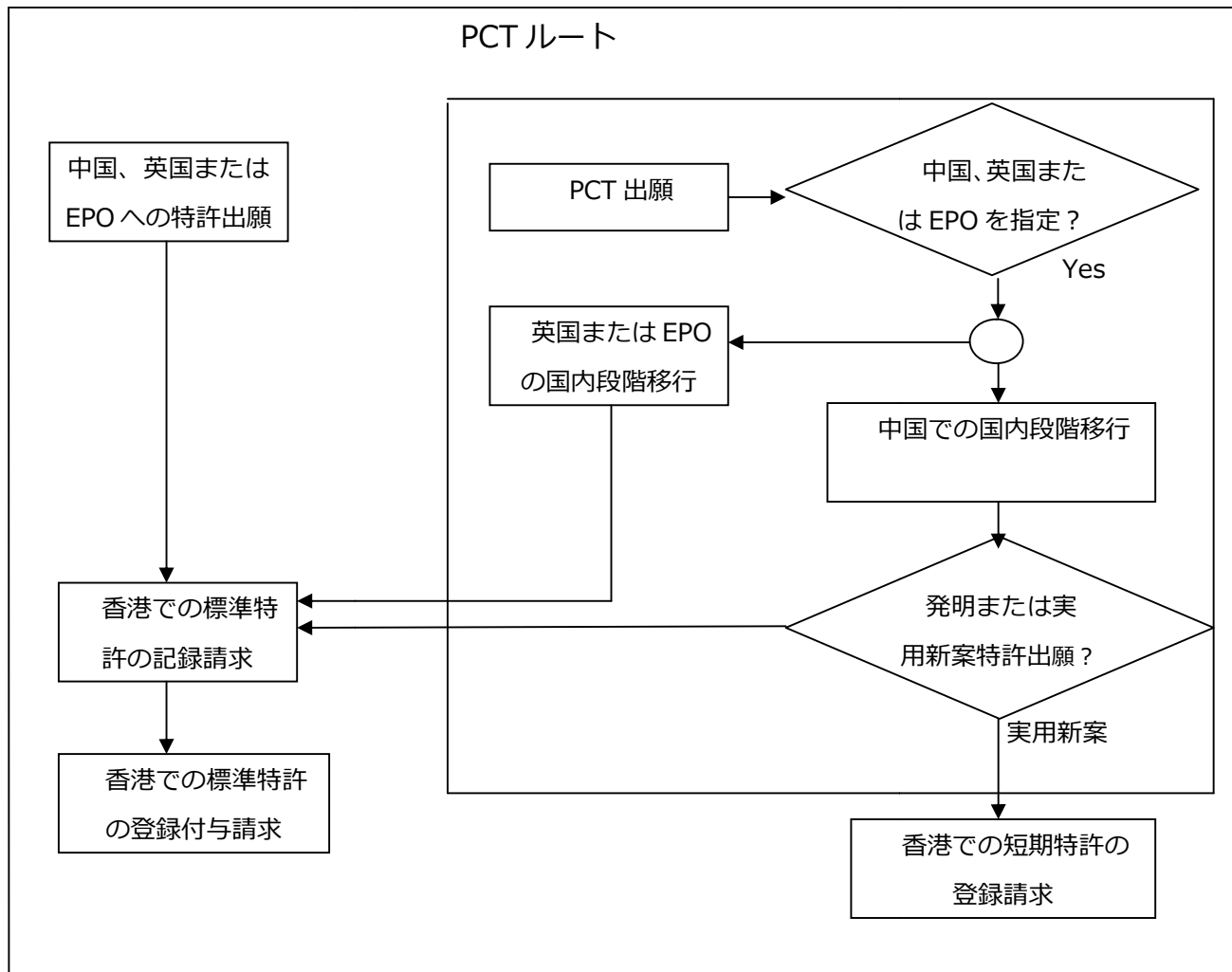


図1 再登録ルート

■直接出願ルート

図2に示す通り、直接出願ルートは、短期特許を取得する場合にのみ利用できる。短期特許は、最初から香港へ直接出願することができる。あるいは、短期特許は、先の外国特許出願に基づく優先権を主張して出願することもできる。

直接出願ルート

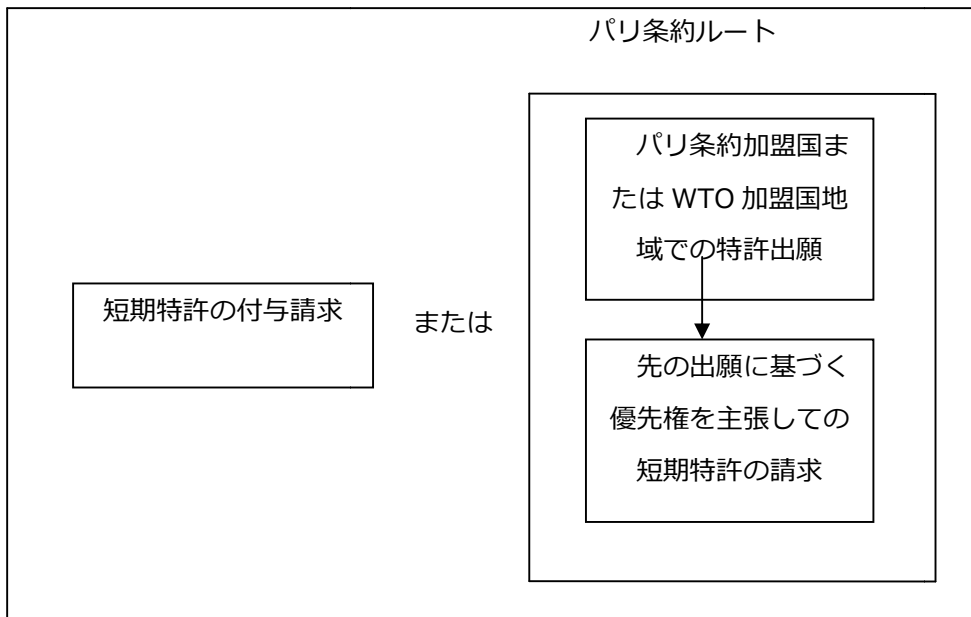


図2 直接出願ルート

■パリ条約ルートによる特許取得

図2に示す通り、直接出願ルートにおいてパリ条約ルートも利用できる。先の特許出願がパリ条約の加盟国あるいは世界貿易機関加盟国（World Trade Organization : WTO)の地域に最初に出願された場合、優先日から12ヶ月以内に先の出願に基づく優先権を主張して、その先の出願と同じ発明について香港で短期特許を取得できる。

香港におけるパリ条約ルートおよびPCTルートの特許出願の差異、「標準特許と短期特許の比較」について【その2】で解説する。

【その2】へ続く

(編集協力：日本技術貿易(株) IP総研)